

消費者政策担当課長会議の各省庁ご担当者 各位

PI0-NET 端末の国の行政機関への設置について

平成19年10月31日
内閣府国民生活局
消費者調整課

平素より大変お世話になっております。

本年6月及び7月の会議でもお伝えしているとおり、内閣府では、「苦情相談情報の効果的活用のための検討会議報告書」（平成19年3月）を受け、要望のある消費者政策担当課長会議の窓口課（原則）にPI0-NET 端末の設置を行うこととしております。

今年6月に提示したときから若干の修正がございますので、今一度、別添「国の行政機関へのPI0-NET 端末設置に伴う利用指針等」に掲げるルールや技術的条件等をご確認いただき、既に要望書を提出いただきました省庁も含め、また、PI0-NET 端末の設置を要望されない省庁におかれましても、確認のため、11月9日（金）までに別紙の確認書をご提出くださいますようお願いいたします。

今年12月には実際に端末を設置する予定であり、今後、端末の設置を希望する省庁のシステム担当者を交え打ち合わせを実施していくこととしておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

注) 各省庁において霞が関WANの利用ができない場合は、国民生活センター指定の専用線接続を行うとともに、報告書の求める利用ルールを担保するために、利用者には、別途、ユーザー認証を担保するための方式をお取りいただくことも可能ではありますが、できる限り霞が関WANの利用を願います。設置を希望するものの、別紙11.の「設置にあたっての技術的条件」がクリアできない場合は、担当までご相談下さい。

担当：内閣府国民生活局消費者調整課
担当：中山、飯吉
TEL：03-3581-1025
FAX：03-3581-9935
E-mail：hideki.iiyoshi@cao.go.jp

(別紙)

PI0-NET 端末の設置の要望に関する確認書

省 庁 名 : _____
窓口課室名 : _____
担 当 者 名 : _____

当省庁は、PI0-NET 端末の設置を要望します。

設置希望課室名

消費者政策担当課長会議の窓口課

消費者政策担当課長会議の窓口課以外

注) 窓口課ではなく他の課室に置いた方が法執行への効果的・効率的な利用が可能となるような合理的な理由がある場合は、設置希望課室名とその理由をお示し下さい。

(設置希望課室名とその理由)

当省庁においては、PI0-NET 端末の設置を要望しません。

送信先 : 内閣府国民生活局消費者調整課 飯吉
F A X : 0 3 - 3 5 8 1 - 9 9 3 5

国の行政機関へのPI0-NET 端末設置に伴う利用指針等（案）

平成19年10月
内閣府国民生活局
国民生活センター

PI0-NET 端末の国の行政機関への設置にあたり、情報の信頼性確保、消費生活センターの業務負担増への対応、情報漏えいの防止等の観点から、「苦情相談情報の効果的活用のための検討会議報告書」（平成19年3月）を踏まえ、下記のとおり利用指針等を定める。

1. 設置場所

当面、原則として要望のある国の行政機関の消費者政策担当課長会議の窓口課に1台設置することとする。

2. 情報の利用範囲や目的の限定

各省庁の内部利用に限定することとし、法執行や消費者政策の企画・立案などに限定して利用を行うこととする。

3. 各省庁が利用する際の安全管理に関する指針

外部への情報漏えいを防止するため、端末の利用省庁においては、次のような措置を講ずることとする。

- (1) 端末管理責任者を指定し、データの安全管理を行う。
- (2) 端末にアクセスできる職員を予め必要最小限に限定して、PI0-NET にアクセスする際のパスワード管理を徹底する。
- (3) 帳簿を備えて氏名、検索内容や利用目的の記載を行う。
- (4) 情報の複製等の制限、データ廃棄の際の情報漏えい防止の徹底を行う。
- (5) 万が一、外部への情報漏えいが発生した場合には、原因究明を行うこととし、有効な再発防止策が講じられるまで運用を停止する。

4. 各省庁が閲覧できる苦情相談情報の範囲

- ・ 処理結果情報を除く、その他全ての情報（別紙参照）。
- ・ 過去遡って閲覧可能な情報は、当該年度＋過去10年度まで。
- ・ 国民生活センターのホストコンピュータ稼働日及び稼働時間は、平日の原則8：00から22：00まで。

5. 苦情相談情報の照会に関する指針

・ 各省庁からの照会の手順

受付けた消費生活センターや相談者に対して各省庁から遡及して照会する場合は、当該省庁から文書で地方公共団体の消費者行政担当本課に依頼を行い、国民生活センターに対しては依頼文書の写しを送付することとする。

その際、特定の消費生活センターに対し過度な負担とならないよう、当該省庁は照会件数等に十分留意することが必要であり、対象期間は消費生活センターの文書保存期間の限度内（最大5年）とする。地方公共団体の消費者行政担当本課から相談業務に支障が出ている旨の申し出があった場合には、必要に応じて内閣府が関係省庁と調整を行うものとする。

6. 苦情相談情報の公表に関する指針

相談者からの申し出情報に基づくというPI0-NET情報の特性のため、検索条件設定の違い等による苦情相談件数の違いが容易に生じることから、苦情相談件数や事例の対外的な公表に必要なデータについては、国民生活センターの情報提供規程および電子計算機システムデータ取扱規則に基づき、従来通り運営主体である国民生活センターが提供することとし、各省庁は国民生活センターに対して内閣府を通じて資料請求（検索依頼）を行う。

各省庁がPI0-NET情報を用いて行う公表とは、以下の場合である。

- ・ マスコミ等に資料を公表・配布する場合
- ・ 公開することを前提として審議会等で資料を配布する場合

また、公表に際して、国民生活センターが公表した計数を用いることもできる。

なお、苦情相談事例の活用に当たっては、個人が識別されることがないよ

う配慮する。確認すべき内容や方法については、国民生活センターに一任する。

7. 活用状況の報告

各省庁は PI0-NET 情報の法執行への活用状況などについて、定期的に内閣府に対し報告を行う。

8. 端末操作の研修

端末操作を行う職員については、原則として国民生活センターが研修を行い、研修を修了した職員のみが端末の操作を行うこととする。

ただし、国民生活センターの研修に参加できない後任職員に対しては、当該省庁で研修を修了した先任職員が引き継ぐこととし、後日、国民生活センター主催の研修会に参加することとする。

9. 費用負担

霞が関WANの回線を利用することを前提として、PI0-NET 端末の導入にかかる経費（端末代、プリンター代、通信ソフト代、閲覧のための専用ソフト代、保守経費等）については、国民生活センターが負担する（消耗品代等については、利用省庁の負担）。

ただし、PI0-NET 端末設置に伴う各省庁側の霞が関WANの設定変更経費は、当該省庁が負担することとする。

また、霞が関WANの利用ができない場合のユーザー認証を担保するための機器代や回線使用料等に係る経費は、当該省庁が負担することとする。

10. 利用指針等に関する透明性の確保

本利用指針等については、透明性を確保するため地方自治体も含めた関係機関にその内容を明らかにすることとする。

11. 設置にあたっての技術的条件

- (1) 省庁設置端末機は専用機とし、インターネット接続ができないこと。
(専用機をインターネット接続に流用することは認めない。)
- (2) 霞が関WAN経由での接続が可能となる場合、国民生活センターの
ホストコンピュータと省庁設置端末機との間で以下の通信が可能なる
こと。
 - 1) Webブラウザでの通信が可能なること：使用ポート 80/tcp
 - 2) CommuniNet での通信が可能であること：使用ポート 40004/tcp
(CommuniNet とは、国民生活センターのホストコン
ピュータにアクセスするためのソフト)
 - 3) (任意) JP1での通信が可能なること：使用ポート 30000/tcp
(JP1とは、リモート保守を行うためのソフト。 30001/tcp
リモート保守を行わない場合、不要。) 30002/tcp
30002/udp

※ ファイアーウォールの設定でポートを開ける必要がありますので、各省庁のシステム担当者にご確認ください。

○国の行政機関が閲覧できる苦情相談情報の範囲（主なもの）

- ・ センターコード
- ・ 年度
- ・ 受付番号
- ・ 受付年月日
- ・ 相談方法
- ・ 相談者、契約当事者、被害者の属性（都道府県コード、地域コード、年齢、性別等、職業等コード）
- ・ 危害・危険
- ・ 商品別分類
- ・ 内容別分類
- ・ 商品・役務名
- ・ 商品キーワード
- ・ ブランド
- ・ 購入・契約先、製造者、信用供与者等
- ・ 件名
- ・ 相談概要
- ・ 販売購入形態、信用供与の有無等
- ・ 契約購入金額、既支払額
- ・ 内容等キーワード
- ・ 危害内容、危害部位・組織、危害程度
- ・ 危険内容
- ・ 事故・拡大損害の発生年月日、時刻
- ・ 事故発生場所